

高知県公報

発 行 行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

公 告	ページ
○高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の募集 (港湾・海岸課)	1

公 告

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成29年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称及び場所
高知県立手結港海岸緑地公園（以下「公園」という。）
香南市夜須町坪井
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - 公園の行為の許可等、利用の許可等、許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務
 - 公園の利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - 公園の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (1)から(3)までに掲げる業務のほか、募集要項に記載する業務
- 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 応募資格
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、公園の利用において、県民の平等利用を確保し、公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- 県内事業者のみによるもの
- 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの
- 指定の手続
 - 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 2の業務に係る事業計画書
 - 2の業務に係る収支予算書
 - 2の業務に係る管理代行料提案書
 - 定款、規約その他これらに類する書類
 - 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 - Aからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
 - 募集期間は、平成29年12月6日（水）から同月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年12月20日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
 - (1)の申請書等の提出のあつたものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に高知県土木部港湾・海岸課及び各土木事務所で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/>）からも入手することができる。
 - (1)の申請書等に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- その他

県は、指定管理者と公園の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。

- 申請書等の提出場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部港湾・海岸課
電話番号088-823-9883 ファクシミリ番号088-823-9657